24年度 認可保育所への入所申し込み

申込書の配布は11月1日（火）から、受け付けは12月2日（金）から

認可保育所（左表参照）の24年4月入所申込書を、11月1日（火）から保育課（市役所2階）で配布します。

お子さんの入所を希望する保護者は、受付期間や提出書類を確認の上、申し込んでください。

【対象となるお子さん】保護者が次のいずれかに該当し、保育できない場合

①家庭の外で仕事をしている②家庭で日常の家事以外の仕事をしている③出産・病気・心身に障害がある④同居の親族をいつも介護している⑤災害の復旧に当たっている⑥そのほか、どうしても保育に当たることができない

【ご注意】前記①～⑥のいずれも常態であることが必要です。また、同居の家族・親族・その他の方も保育できない場合に限ります。「集団生活を体験させたい」「幼児教育の場として利用したい」という理由だけでは対象になりません。なお、出産予定の方は申請時にお子さんが既に出生していることが前提となります。障害児保育は前記①～⑥のいずれかに該当するとともに、集団保育が可能で日々通所ができる場合が対象になります

【提出書類】保育所入所申込書・家庭状況調査書▼勤務証明書など、保育に当たることができない状況を確認する書類▼税額証明書（源泉徴収票または確定申告書の控えなど、23年分の所得税額の分かる書類〈コピー可〉。受付期間中にそろわない場合は、後日提出可）。また、後日改めて23年度住民税課税証明書などを提出していただく場合もあります

申請の受付期間など

【受付期間と受付時間・会場】①12月2日（金）・5日（月）～7日（水）が午前9時～午後4時半②12月8日（木）・9日（金）が午前9時～午後8時③12月3日（土）が午前9時～正午。いずれも会場は、市役所2階204会議室。

※①②は、いずれも午前11時半～午後1時は除きます。

※入所の選考は先着順ではありません。例年、受付期間前半は非常に混雑し、かなりお待ちいただくこともありますので、受付期間後半もご利用ください。

※転出などで他市区町村の保育所の入所を希望する方は、随時保育課（市役所2階）で受け付けます。各自治体で申込締切日が異なりますので、確認の上、早めに申し込みをしてください。

【入所の決定】提出していただいた家庭状況調査書などから、お子さんの保育のできない状況を調査し、取扱人員数に欠員がある場合、保育に欠ける要件の高い方から決定します

【保育料】扶養義務者の課税額やお子さんの年齢により決定します。保育料の納入は口座振替をご利用ください

【ご注意】郵送での入所申し込みはできません

現在、申し込みをしている方も再度申し込みを

既に今年度、入所申し込みをして決定を待っている方で、24年4月1日以降も引き続き入所を希望する方は、受付期間中に必要書類を添付して、申し込んでください。

詳しくは同課管理係☎470・7745へ。

認可保育所一覧

	保育所名（所在地）	定員	保育年齢	電話番号
公立	さいわい保育園（幸町1－17－1）	80人	1歳～5歳	473・3923
	はくさん保育園（下里3－2－23）	104人	零歳～5歳	473・9643
	みなみ保育園（南町1－7－5－101）	90人	零歳～5歳	463・4350
	しんかわ保育園（新川町1－1－12）	104人	零歳～5歳	474・6654
	はちまん保育園（八幡町2－14－22）	104人	零歳～5歳	473・7930
	まえさわ保育園（前沢1－5－30）	101人	零歳～5歳	473・7910
	ちゅうおう保育園（中央町1－2－4）	104人	零歳～5歳	475・0561
公設民営	ひばり保育園（ひばりが丘団地8－10）	110人	零歳～5歳	463・6655
	たきやま保育園（滝山6－1－2）	107人	零歳～5歳	473・3920
	上の原さくら保育園（上の原1－2－44　）	110人	零歳～5歳	477・1359
私立	久留米みのり保育園（大門町1－3－4）	118人	零歳～5歳	473・1000
	あそか保育園（下里4－1－21）	110人	零歳～5歳	473・3971
	滝山しおん保育園（滝山7－5－12）	90人	零歳～5歳	473・4133
	下里しおん保育園（下里7－8－20）	100人	零歳～5歳	474・2910
	くるみ保育園（柳窪2－15－6）	130人	零歳～5歳	474・5307
	Nicot東久留米（東本町1－8）	60人	零歳～5歳	472・2521

（注）零歳児保育について、公立保育園は入所時に6カ月以上の乳児が、公設民営保育園と私立保育園は、生後57日以上の乳児が対象となります。

（注）滝山しおん保育園は増築に伴い、24年4月から定員が54人増の合計90人となります（予定）。

（注）24年4月から認定こども園かたばみ保育園（まえさわ幼稚園内に設置。保育園枠1歳～2歳、定員33人。☎471・4155）が開園予定。申し込みなど、詳しくは直接同園へ。

ひとり親（マル親）家庭などの医療費助成

～現況届の提出をお願いします～

マル親医療証の更新手続き

現在使用中のマル親医療証の有効期限は12月31日です。引き続き助成を受けるためには、現況届の提出が必要です。

現在、同医療証の交付を受けている方には、11月4日（金）に現況届を発送しますので、必要書類を添付して次の方法で提出してください。

【提出方法】届け出用紙と返信用封筒を同封して送付しますので、11月22日（火）までに（必着）郵送で提出してください。なお、この届け出がない場合、来年1月1日からの同医療証の交付ができませんので、ご注意ください

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止中の方も含む）は、毎年8月に現況届を提出していただきます。未提出の方は、至急子育て支援課（市役所2階）で手続きをしてください。この届け出がない場合、12月期の支払いができませんので、ご注意ください。なお、所得が手当の支給基準を超えていると思われる方も現況届の提出が必要です。

詳しくは同課助成係☎470・7736へ。

給与の支払者を対象に

年末調整などの説明会を開催します

給与の支払者を対象に、平成23年分年末調整や法定調書などの作成について、説明会を開催します。

【日時】11月17日（木）午後1時半～3時半

【会場】市役所7階701会議室

当日直接会場へ（車での来場はご遠慮ください）。

※源泉所得税の納付は「e-Tax」（イータックス）の利用が便利です。詳細は同ホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）を参照してください。

詳しくは東村山税務署法人課税第2部門☎042・394・6811（音声案内に沿って「2」番を選択してください）または市課税課市民税係（内線2331～2337）へ。

子ども手当「認定請求書」を発送します

これまで受給していた方も申請手続きが必要です

これまでの子ども手当法が9月30日で期限を迎えたため、10月からの半年間は「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が施行・実施されることとなりました。

新たな法律の施行に伴い、支給金額や支給要件などに変更があります。また、10月分以降の手当を受給するには、これまで受給していた方も「認定請求書」の提出が必要になります。11月1日に請求書を送付しますので、忘れずに申請してください。

【認定請求書の提出期限】11月25日（金）

【提出方法】請求者の健康保険証の写しを添付して、請求書と一緒に子育て支援課へ提出（原則、郵送で）してください

※子ども手当の請求者は、子どもを監護し、かつ、主に生計を維持している方（夫婦共働きの場合、所得の高い方）になります。

【支払い月】請求書を提出して認定を受けた場合、10月～24年1月分の手当を24年2月に支給します

※期限を過ぎても24年3月末までに提出した場合には、10月分までさかのぼって認定されますが、提出時期が遅れた場合には3月以降の支給となります。また、10月分までさかのぼって認定されるのは、3月末までに請求書を提出した場合に限られます。4月以降に申請した場合には申請月の翌月分からの認定となりますので、提出期限に間に合うように申請してください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

23年9月までの子ども手当との比較

区分	9月まで	10月～24年3月
対象年齢	零歳～15歳（中学校修了）まで	変更なし
支給額（月額・1人あたり）	一律 1万3,000円	零歳～3歳未満（一律）＝1万5,000円 3歳～小学校修了前（第1子、第2子）※＝1万円 3歳～小学校修了前（第3子以降）※＝1万5,000円 中学生（一律）＝1万円
所得制限	なし	変更なし

※第2子、第3子の算定は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

新たに加えられた支給要件など（23年10月から）

◎支給対象となる子どもは国内に居住する子どもとする（留学中の場合などを除く）

◎児童福祉施設などに入所している子どもについては、これまで父母が監護生計要件を満たす場合のみ父母に手当が支給されていましたが、全ての子どもについて施設設置者や里親に支給する（2カ月以内の措置期間を定めて行われる短期入所を除く）

◎父と母が離婚協議中で別居している場合、子どもと同居している方に支給する

◎未成年後見人や父母指定者（父母などが海外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当を支給する

災害時要援護者避難支援計画（全体計画）を策定しました

市では、大規模な災害が発生した場合に、災害時要援護者（高齢者、障害者など）への支援を適切かつ円滑に実施するため、基本的な考え方や進め方などをまとめた「災害時要援護者避難支援計画の全体計画」を策定しました。

同計画は、災害時要援護者支援計画策定検討委員会において検討・策定され、パブリックコメントで市民の皆さんにご意見をお伺いし、成立したものです。内容は第7章まであり、災害時要援護者の避難支援全般に係る体制や災害発生時の対応、個別計画の作成方針などの基本的な事項について定めてあります。

この全体計画の全文は市ホームページまたは市政情報コーナー（市役所2階）、各図書館でご覧いただけます。

同検討委員会では、現在、災害時要援護者支援の具体的な内容をまとめた個別計画を検討し、今後策定していく予定です。

詳しくは防災防犯課防災防犯係（内線2226）へ。

がん検診推進事業

無料クーポン券はお使いになりましたか

市では国の補助事業として、今年4月1日時点で20歳・25歳・30歳・35歳・40歳の方に対して「子宮頸（けい）がん検診の無料クーポン券」を、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方に対して「乳がん検診無料クーポン券」を送付しました。ぜひご利用ください。

この子宮頸（けい）がん検診は24年1月31日まで指定医療機関で受診できます。乳がん検診は申し込み制です。12月21日（水）が締め切り日（必着）ですが、定員に達し次第、募集を締め切る場合もありますので、ご了承ください。

なお、今年度市が単独事業として実施する子宮がん検診は、11月30日（水）まで市内の指定医療機関で実施しています。大正・昭和の奇数年生まれの方と平成2年生まれの方が対象です。詳細は広報23年10月1日号をご覧ください。

※今年度、市が単独事業として実施する乳がん検診の募集は締め切りました。多くの応募ありがとうございました。順次発送の準備を行っていますので、10月に申し込みをして返信が届かない方も、しばらくお待ちください。

詳しくは健康課特定健診係☎477・0013へ。